

Q1：専任（常勤専従）の考え方について

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。（ただし、平成27年度及び令和3年度の改正により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定されている所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従事者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。）雇用形態は問いません。

「専従」とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

他の業務と兼務した期間、「常勤の定義」に該当しない従事期間は、従事期間に算入できません。

ただし、当該事業所の管理者との兼務については、従事期間に算入して構いません。

病気休業や育児休業などによる休職期間は通算から除外してください。

Q2：管理者として業務に従事した期間について

管理者としての従事期間は、担当ケースを持ち、ケアプランを作成していれば従事期間として算入できますが、管理者専任で管理業務のみを行っていた場合は、介護支援専門員としての実務経験としては認められないため、従事期間として算入できません。

Q3：従事期間の換算方法について

従事期間は、介護支援専門員としての業務開始日と最終日までを含んで換算してください。

例) 8月1日から8月31日 期間31日間

Q4：業務従事期間について

研修初日の前日（令和8年6月25日）までに、通算5年（60ヶ月）以上、専任の介護支援専門員として従事している期間です。

Q5：介護支援専門員としてサービス計画書を作成していない場合について

介護支援専門員として就労していても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみ行い、サービス計画書の作成を行っていなかった場合には、実務経験として認められません。

Q6：「当該事業所の管理者」の当該事業所について

開催案内3受講対象者（1）及び（2）に記載されている「当該事業所」とは、常勤の介護支援

専門員、または介護支援専門員証の有効期間内に令和6年8月5日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について」により配置された専任の保健師等として従事した事業所等のことです。それらにおいて管理者を兼務していた期間は従事期間に算定することができます。

Q7：介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、静岡県が適当と認める者について

・介護支援専門員証の有効期間内に、令和6年8月5日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について」の6(1)の包括的支援事業等を適切に実施するために配置された専任の保健師等として、研修初日の前日（令和8年6月25日）までに通算5年（60ヶ月）以上従事し、かつ研修申込時に従事している場合は、主任介護支援専門員研修開催案内3受講対象者（5）「介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、静岡県が適当と認める者」に該当します。

・異なる複数の事業所等で、同一期間にそれぞれ専任の介護支援専門員として従事（両事業所でケアプラン作成）している場合、両事業所での勤務時間の合算が、常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。ただし、平成27年度及び令和3年度の改正により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定されている所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従事者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。）に達している、かつ研修初日の前日（令和8年6月25日）までに通算5年（60か月）以上従事している場合は、主任介護支援専門員研修開催案内3受講対象者（5）「介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、静岡県が適当と認める者」に該当します。

その他の場合については、個別に判断します。

Q8：地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員に準ずる者について

主任介護支援専門員に準ずる者は、令和6年8月5日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について」に基づき、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第024003号厚生労働省老健局通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者又は、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者です。

Q9：静岡県外の事業所に従事していた期間について

静岡県外の事業所において専任の介護支援専門員として従事していた期間も、従事期間を含めて算定することができます。その場合にも、業務従事証明書の提出は必要です。

Q10：勤めていた事業所の閉鎖等により「業務従事証明書（様式2）」が提出できない場合について

以下のいずれかの方法で証明をしてください。

<事業所が廃止されている場合>

- ・廃止事業所の旧経営者が、現在も受講申込者の勤務記録を保管しているのであれば、旧経営者に「元〇〇事業所代表者□□□」として証明してもらってください。この場合、事業所の開所、閉鎖の年月日が分かる書類が併せて必要です。
- ・上記が無理な場合に限り、受講申込者が保有している廃止事業所が作成した雇用契約書と給与明細書などを提出してください。ただし、提出された書類で受講要件を満たしていることが確認できない場合は、受講決定できません。

<事業所が統合されている場合>

労働者名簿、賃金台帳等を引き継いだ先の事業所に証明してもらってください。その際、統合元・統合先の事業所名を証明書の施設・事業所名に記入してください。

Q11：「業務従事（見込）証明書（様式2、3）」「所属事業所推薦書（様式4）」の証明者の署名について

「業務従事（見込）証明書（様式2、3）」については、代表者または作成担当者の署名をお願いします。「所属事業所推薦書（様式4）」については、推薦者（管理者等）の署名をお願いします。

Q12：受講した研修の修了証明書を紛失した場合について

（様式1）主任介護支援専門員研修受講申込書【研修受講歴】の備考欄に、紛失した旨を記載してください。

Q13：受講申込者が管理者である場合の「業務従事（見込）証明書（様式2、3）」「所属事業所推薦書（様式4）」の証明について

「業務従事（見込）証明書（様式2、3）」は、事業所が法人や有限会社等の組織であれば、その代表者に証明してもらってください。受講申込者本人が代表者の場合は、代表者氏名欄に肩書きも明記してください。（代表取締役等）

「所属事業所推薦書（様式4）」は、法人等の代表者又は、地域包括支援センターの管理者等、推薦者として適当と認められる者に記入を依頼してください。

Q14：やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合について

研修受講者の遅刻・早退や欠席は原則認めません。ただし、やむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合は、翌年度の主任介護支援専門員研修で未修了科目のみ受講し、修了評価を受ければ、主任介護支援専門員研修修了証明書を交付することができます。

Q15：介護支援専門員の登録都道府県と研修を受講する都道府県が異なる場合について

静岡県で介護支援専門員の登録をしている方が、静岡県以外の都道府県が実施する主任介護支援専門員研修の受講を希望する場合は、事前に静岡県介護保険課あてに連絡をお願いします（054-221-2312）。

また、介護支援専門員の登録を静岡県以外の都道府県で行っている方が、静岡県が実施する主任介護支援専門員研修の受講を希望する場合は、事前に介護支援専門員の登録をしている都道府県の介護保険担当課に申し出てください。

Q16：介護支援専門員証の更新について

主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の有効期間の更新はできません。介護支援専門員証の有効期間を更新する場合は、更新研修（実務経験者向け）または専門研修課程Ⅱを受講し、更新手続きを行ってください。

Q17：過去に主任介護支援専門員研修を修了した方の受講について

研修初日の前日（令和8年6月25日）までに主任介護支援専門員の有効期間が満了する場合であって、申込み時点で介護支援専門員として業務に従事している場合は、受講申込みをすることができます。その際は、受講申込書の職歴に現職歴のみ記載し、現職の業務従事証明書と主任介護支援専門員研修修了証明書の写しを添付してください。（過去の職歴の記載と業務従事証明書の添付は省略できます。）

Q18：主任介護支援専門員研修の修了日について

主任介護支援専門員研修の修了日は、平成30年度まで研修の最終日としていましたが、令和元年度以降は、研修の全日程終了後に提出されるレポート等により修了評価を行い、修了証明書を交付する日を修了日とします。

よって、研修修了日は、研修の最終日から概ね1か月後となります。

Q19：所属する事業所が静岡県以外の市区町村に所在する場合について

主任介護支援専門員研修は、所属する事業所等が所在する市町に受講申込の書類を提出することとしています。静岡県で介護支援専門員の登録をしている方で、所属する事業所等が静岡県以外に所在する場合は、静岡県介護保険課あてに連絡をお願いします（054-221-2312）。

Q20：通算5年（60か月）以上の考え方について

以下の例の場合は、通算5年（60か月）以上に該当します。

（例）・居宅介護支援事業所で5年従事

- ・居宅介護支援事業所で2年、別の居宅介護支援事業所で3年従事
- ・居宅介護支援事業所で2年、地域包括支援センターで3年従事
- ・地域包括支援センターで5年従事

※いずれの場合も、専任の介護支援専門員、または介護支援専門員証の有効期間内に令和6年8月5日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正についてにより配置された専任の保健師等として従事している場合

Q21：実務未経験者向け更新研修（更新研修A）を修了して介護支援専門員証を更新した者が、主任介護支援専門員研修を受講する場合について

更新研修A修了前の介護支援専門員としての専任期間は、業務従事期間に含めることができます。

更新研修Aを修了して介護支援専門員証の更新を行った者は、実務未経験期間が長く、専門的知識や技術の学び直しが必要なことから、主任介護支援専門員研修を受講する前に、改めて専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講しなければなりません。

ただし、令和4年度までの更新研修A修了者について、平成28年度以降の専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を既に受講している場合には、令和6年度から適用のカリキュラムにおける専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講することを免除します。

令和5年度以降の更新研修A修了者は、介護支援専門員証更新後に、令和6年度から適用のカリキュラムの専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講する必要があります。

Q22：介護支援専門員再研修を修了して介護支援専門員証の交付を受けた者が、主任介護支援専門員研修を受講する場合について

介護支援専門員再研修受講前の介護支援専門員としての専任期間は、業務従事期間に含めることができます。

再研修を修了し介護支援専門員証の再交付を受けた者は、新しい専門的知識や技術を学ぶ必要があることから、主任介護支援専門員研修を受講する前に、改めて専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講しなければなりません。

ただし、令和4年度までの再研修修了者について、平成28年度以降の専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を既に受講している場合には、令和6年度から適用のカリキュラムにおける専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講することを免除します。

令和5年度以降の再研修修了者は、介護支援専門員証交付後に、令和6年度から適用のカリキュラムの専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講する必要があります。